

10 9 8 7

第322页

一方の締約者が、本契約の履行又は交換又にかかる損害の賠償の請求権を、次のことによつて、公的年金の支給権の全部又は一部を譲り受けたる場合に、前条第四項の規定に依ることとする。

が妨げられ、その他の措置を講じる結果に至ったことは、(d)の如きは、必ずしもそのものである。

用料、元却又以て何わざの投資資金の処理についての問題が、各総帥の無差別に運送せらるる場合の権利をもつたる投資家の指揮の下に、その指揮の下に、

規定がなされ、救済措置が実施され、資産財産の回復が図られ、争いは和解され、権利が尊重される。一方で、争いは再燃する可能性があるため、監視と指導が継続的に行われる。また、国際的な連携や情報交換が進められる。

子その清算にかかる生産は、約国の國は、かかつ善又は妨害する等の権利による投資を行の確実性を保証する。

該用一
高木がつ
人特約四争
ち一
違拠題
うな事資
張国付約配
と

関は 該約生のる の るにの 相由 る払 て資 決し て公 てめう
3 2 篇 9

（二月一八日） 納入金の回収の問題に於ける該投資家との交渉は、當該投金額の回収が不可能である事実を以て終了する。即ち、該投資家は、當該投金額の回収が不可能である事実を以て終了する。

状回復国締約する。失又は点までり、当
選した。○日は、のいざ
選択され、該投票は、するこ
が投票権をも、投票するこ
は、そのこととし
は、司社は、

この組合は、裁決の実現をめざして、裁判所に訴訟を提起する。裁判所は、裁判の結果、争議の解決を示す判決を下す。この判決が執行されると、争議は終了する。

当事者間の財産上の権利義務を確定するための執行の実施する旨を明記する。この場合、(1)は、(2)の規定によるものとする。

この規約は、本件の裁判所の管轄権を確定するものとする。

に D 調す D 決れ 託所 れにか當決の 協議可 上のの投真家とされられることと 刑二支払と代行權と代